島根県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法 第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定 によりその結果を次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県後期高齢者医療広域連合 代表監査委員 岸 田 薫

島根県後期高齢者医療広域連合 監査委員 楫 野 弘 和

- 第1 監査の対象
 - 令和元年度一般会計及び後期高齢者医療事業特別会計
- 第2 監査の期日令和2年3月24日
- 第3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年1月31日までに執行された財務に関する事項

- 第4 監査の方法
 - 諸帳簿その他関係書類を監査し、関係職員から事情聴取した。
- 第5 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に 処理されていると認められた。